

業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度地下水水質監視調査業務及び令和8年度ダイオキシン類環境調査(地下水)業務

2 期間

令和8年4月1日から令和9年2月26日まで

3 業務内容

(1) 地下水水質監視調査業務

環境基準で定められた項目等について、県内21地点における地下水の採水及び分析(別添1実施要領のとおり)

(2) ダイオキシン類環境調査(地下水)業務

ダイオキシン類について、県内13地点における地下水の採水及び分析(別添2実施要領のとおり)

4 その他

- (1) 業務を再委託してはならないこと。ただし、ダイオキシン類又は測定機器の故障等により急遽分析が不可能となった項目の分析は、県の承認を得た上で、計量法第107条の規定により、計量法施行令第28条第1号に掲げる区分の計量証明事業について登録を受けている事業者(ダイオキシン類については計量法第121条の2の規定による認定を受けているものに限る。)に再委託できること。
- (2) 県が実施する水質測定精度管理調査に参加すること。
- (3) 本業務に携わる従事者((1)ただし書きにより再委託する者の従事者を含む。)に対し、業務内容、実施要領及び精度管理について徹底すること。
- (4) 県の承諾を得た場合を除き、この契約による業務において得た情報を外部に漏らしてはならないこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議して定めること。

地下水水質監視調査業務実施要領

1 調査種別

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するための調査を実施する。

(2) 継続監視調査

概況調査等により確認された地下水汚染の継続的な監視等のため、経年的なモニタリングとして定期的に調査を実施する。

2 調査地点、測定項目及び調査回数

別表 1、2 及び別図のとおり

3 測定方法及び定量下限値等

別表 3 のとおり（環境省告示の改正等により変更となる場合がある。）

4 調査実施時期

契約締結日から11月末頃までに行うものとする。

5 調査方法等

- (1) 試料採取容器及び採取機器等準備し、試料採取、運搬及び測定を行うこと。なお、試料採取から分析・報告までの全ての工程を受託者自ら行うこと。
- (2) 試料採取時観測項目（採取年月日、採取時刻、採取方法、採取状況（写真）、天候、気温、水温、色相、臭気、水素イオン濃度（pH）、電気伝導率（EC）、透視度）、その他の事項を現場野帳（別添様式 2）に記録すること。
- (3) 井戸所有者との調整は県が行うが、事前に現場調査（下見）を行うこと。

6 調査結果の報告

(1) 現場の状況報告

調査日の翌日までに、現場野帳をメールにより提出すること。

(2) 測定結果の報告

試料の測定結果は、2種類の報告様式（別添様式 1 と別途指示する様式）に入力の上、調査月の翌月末までにメールにより報告すること。

また、委託業務完了後は、測定結果をまとめた報告書をCD-Rにより提出し、報告書に計量証明書を添付したものを書面で提出すること。（1部ずつ）

7 その他

- (1) 調査地点ごとの試料採取日は、県と受託者が協議し決定する。
- (2) 試料測定の結果、異常値が検出された場合及び環境基準又は指針値を超過する値が検出された場合は、直ちにその旨を県に連絡すること。
- (3) 再分析若しくは検体の提出等の求めに応じられるように、分析終了後、15日間は検体を適切に保存しておくこと。
- (4) 県は必要に応じて、受託者の採水現場への立会及び分析設備等への立入調査を実施できるものとする。

(別表1)

地下水水質監視調査業務

調査地点

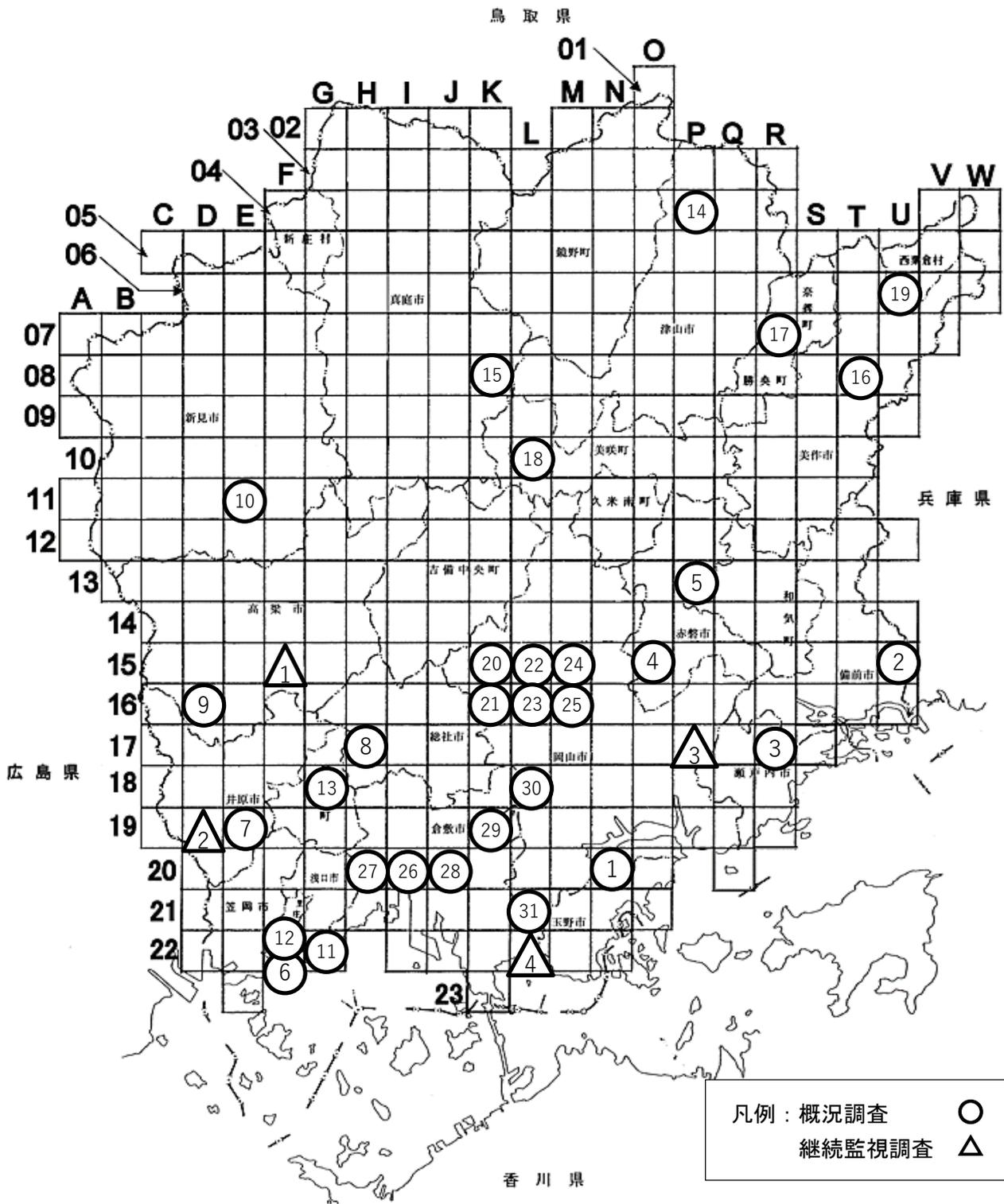
(1)概況調査(19地点)

県民局名	番号	メッシュ番号	市町村名	調査対象井戸の所在地	備考
備前	1	N-20	玉野市	八浜町八浜	
	2	U-15	備前市	三石	
	3	R-17	瀬戸内市	長船町磯上	
	4	O-15	赤磐市	町苅田	
	5	P-13	和気町	田賀	
備中	6	F-22	笠岡市	西大島新田	
	7	E-19	井原市	井原町	
	8	H-17	総社市	山田	
	9	D-16	高梁市	川上町上大竹	
	10	E-11	新見市	長屋	
	11	G-22	浅口市	寄島町	
	12	F-22	里庄町	新庄	
	13	G-18	矢掛町	矢掛	
美作	14	P-04	津山市	加茂町倉見	
	15	K-08	真庭市	目木	要監視項目あり
	16	T-08	美作市	沢田	
	17	R-07	勝央町	下町川	
	18	L-10	美咲町	西川	要監視項目あり
	19	U-06	西粟倉村	長尾	

(2)継続監視調査(2地点)

県民局名	番号	メッシュ番号	市町村名	調査対象井戸の所在地	備考
備中	1	F-15	高梁市	成羽町成羽	H10から継続
	2	D-19	井原市	高屋町	H21から継続

別図 地下水水質調査地点図



別表3 測定方法及び報告下限値（地下水）

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
環 境 基 準 項 目	カドミウム	平成9年3月13日付け環境庁告示第10号別表に掲げる方法	0.0003	<0.0003
	全シアン		0.1	ND
	鉛		0.005	<0.005
	六価クロム		0.01	<0.01
	ヒ素		0.005	<0.005
	総水銀		0.0005	<0.0005
	アルキル水銀		0.0005	ND
	PCB		0.0005	ND
	ジクロロメタン		0.002	<0.002
	四塩化炭素		0.0002	<0.0002
	クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)		0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン		0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン		0.002	<0.002
	1,2-ジクロロエチレン		0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン		0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン		0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン		0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン		0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン		0.0002	<0.0002
	チウラム		0.0006	<0.0006
	シマジン		0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ		0.002	<0.002
	ベンゼン		0.001	<0.001
	セレン		0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.03	<0.03
			(亜硝酸性窒素) 0.01	<0.01
	(硝酸性窒素) 0.02	<0.02		
ふっ素	0.08	<0.08		
ほう素	0.03	<0.03		
1,4-ジオキサン	0.005	<0.005		

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
要 監 視 項 目	クロロホルム	平成5年4月28日付け環水規第121号別表に掲げる方法	0.006	<0.006
	1,2-ジクロロプロパン		0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン		0.02	<0.02
	イソキサチオン		0.0008	<0.0008
	ダイアジノン		0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン(MEP)		0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン		0.004	<0.004
	オキシ銅(有機銅)		0.004	<0.004
	クロロタロニル(TPN)		0.004	<0.004
	プロピザミド		0.0008	<0.0008
	E P N		0.0006	<0.0006
	ジクロロボス(DDVP)		0.001	<0.001
	フェノブカルブ(BPMC)		0.002	<0.002
	イプロベンホス(IBP)		0.0008	<0.0008
	クロルニトロフェン(CNP)		0.0001	<0.0001
	トルエン		0.06	<0.06
	キシレン		0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	<0.006	
	ニッケル	令和7年4月1日付け環水大管発第2504015号別表1に掲げる方法	0.005	<0.005
	モリブデン		0.01	<0.01
アンチモン	0.002		<0.002	
エピクロロヒドリン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号・環水土発第040331005号別表に掲げる方法	0.0001	<0.0001	
全マンガン	令和7年4月1日付け環水大管発第2504015号別表1に掲げる方法	0.02	<0.02	
ウラン		0.0002	<0.0002	
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号・環水土発第2005282号別表2に掲げる方法	5.0(ng/L)	<5.0	
		(PFOS) 2.5(ng/L)	<2.5	
		(PFOA) 2.5(ng/L)	<2.5	

備考

- 1 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 2 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年環水企第92号）」による。

地下水の水質測定結果

(採水・分析担当機関名:)

項目	測定結果等	基準値
調査区分		
測定地点名	番号	
	所在地(市町村名)	
	メッシュ番号	
測定対象井戸	所在地	
	所有者	
採取年月日	年 月 日	
採水時刻	時 分	
天候		
気温	℃	
水温	℃	
色相		
臭気		
海水の影響		
透視度		
pH		
電気伝導率	mS/m	
SS	mg/L	
浅井戸/深井戸の別		
使用目的		
井戸の深さ	m	
カドミウム	mg/L	0.003mg/L以下
全シアン	mg/L	検出されないこと
鉛	mg/L	0.01mg/L以下
六価クロム	mg/L	0.02mg/L以下
ヒ素	mg/L	0.01mg/L以下
総水銀	mg/L	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと
PCB	mg/L	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.02mg/L以下
四塩化炭素	mg/L	0.002mg/L以下
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1mg/L以下
1,1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002mg/L以下
チウラム	mg/L	0.006mg/L以下
シマジン	mg/L	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	mg/L	0.02mg/L以下
ベンゼン	mg/L	0.01mg/L以下
セレン	mg/L	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10mg/L以下
硝酸性窒素	mg/L	—
亜硝酸性窒素	mg/L	—
ふっ素	mg/L	0.8mg/L以下
ほう素	mg/L	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05mg/L以下

要監視項目	測定結果等	指針値
クロロホルム	mg/L	0.06mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	mg/L	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	mg/L	0.2mg/L以下
イソキサチオン	mg/L	0.008mg/L以下
ダイアジノン	mg/L	0.005mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	mg/L	0.003mg/L以下
イプロチオラン	mg/L	0.04mg/L以下
オキシ銅(有機銅)	mg/L	0.04mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	mg/L	0.05mg/L以下
プロピザミド	mg/L	0.008mg/L以下
EPN	mg/L	0.006mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)	mg/L	0.008mg/L以下
フェノカルブ(BPMC)	mg/L	0.03mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	mg/L	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	mg/L	—
トルエン	mg/L	0.6mg/L以下
キシレン	mg/L	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	0.06mg/L以下
ニッケル	mg/L	—
モリブデン	mg/L	0.07mg/L以下
アンチモン	mg/L	0.02mg/L以下
エピクロヒドリン	mg/L	0.0004mg/L以下
全マンガン	mg/L	0.2mg/L以下
ウラン	mg/L	0.002mg/L以下
PFOS及びPFOA	ng/L	50ng/L以下
PFOS	ng/L	—
PFOA	ng/L	—

(備考)

- ・測定地点毎に一枚作成すること。
- ・浅井戸とは不圧帯水層から採取する井戸、深井戸とは被圧帯水層から採取する井戸をいう。
- ・「1,2-ジクロロエチレン」は、シス体とトランス体の合計(有効数字2桁)とすること。
- ・「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」は、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の合計(有効数字2桁)とすること。

現 場 野 帳

測定地点名	番 号	
	所在地(市町村名)	
	メッシュ番号	
測定対象井戸	所在地	
	所有者	
井戸の状況	井戸の形態	打ち込み・掘り抜き
	全水深	m(水底から縁まで)
	水位	m(水底から水面まで)
	井戸の用途	水道水源・一般飲用・生活用水・工業用水・その他()
	塩素消毒の有無	有・無
	降雨時の状況	異常なし・その他()
試料採取時 確認項目	採取年月日	年 月 日
	採取時刻	時 分
	採取方法	蛇口・バケツ・その他()
	天候	晴・曇・雨・雪・その他()
	気温	℃
	水温	℃
	色相	無色・その他()
	臭気	無臭・その他()
	pH	
	電気伝導率	mS/m
	透視度	cm
井戸状況(写真)		採水状況(写真)
特記事項		

令和 8 年度ダイオキシン類環境調査（地下水）業務実施要領

1 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定により、県内（岡山市及び倉敷市の区域を除く。）における地下水のダイオキシン類による汚染の状況を把握することを目的とする。

2 調査項目

地下水におけるダイオキシン類の濃度

3 調査地点

別表及び別図のとおり

ただし、同一のメッシュ内で変更する場合がある。

4 調査回数

- (1) 3 の「調査地点」に示すいずれの調査地点においても、1 回とする。
- (2) 各調査地点について、県及び当該市町村役所職員の立会いのもと、事前調査（下見）を行うものとする。なお、井戸所有者との調整は県が行う。

5 調査時期

令和 8 年 10 月から同年 11 月末頃までに試料を採取し、速やかに分析すること。
なお、調査地点ごとの試料採取は、地下水水質監視調査業務と同時に行うこととする。

6 調査及び精度管理の方法

- (1) 受託者は、7 の「調査及び精度管理の方法に関する規程」に基づき、調査地点までの試料採取機器等の搬入、試料採取、運搬、分析及び精度管理を行うこと。
- (2) 業務の実施に当たっては、7 (5) の規定に基づき、精度管理を実施すること。
- (3) 井戸所有者の同意が得られた場合は、受託者のみで本調査を行うことができる。
- (4) 検体のダイオキシン類の濃度は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 121 条の 2 の規定による認定を受けている者が分析すること。
- (5) 県が指定する 1 地点（未定）で二重測定を実施すること。
- (6) 調査結果の報告に併せて 7 (5) の規定のうち、以下の分析操作等の記録及び精度管理等について記載した報告書を提出すること。
 - ・ 一般的事項
 - ・ GC-MS による測定（GC-MS の点検及び調整を除く。）
 - ・ GC-MS による定量結果の確定
 - ・ 結果の報告等

7 調査及び精度管理の方法に関する規程

- (1) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号）
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法の施行について（平成 12 年 1 月 12 日環企企第 11 号）

- 外、最終改正平成 20 年 4 月 1 日環水大総発第 080401001 号外)
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質（水底の底質を含む。）の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 31 日環水企第 93 号、最終改正平成 20 年 4 月 1 日環水大発第 080401002 号外）
 - (4) ダイオキシン類の測定のための地下水の採水に係る留意事項について（平成 12 年 4 月 26 日環水企第 231 号）
 - (5) ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成 12 年 11 月 14 日環境省、平成 22 年 3 月 31 日最終改訂）

8 同時に実施すべき事項

受託者が試料の採取分析等を行うに当たっては、同時に次の項目（地下水水質監視調査業務で同時に実施する項目については同業務で実施したもので替えることができる。）について記録し、調査結果の報告に併せて報告すること。

- (1) 採取年月日、採取時刻、天候、気温、水温、色相、臭気、水素イオン濃度（pH）、電気伝導率（EC）、浮遊物質量（SS）、透視度、浅井戸/深井戸の別、使用目的、井戸の深さ
- (2) 採取場所の状況（写真添付）、保存容器の状況（写真添付）

9 調査結果の報告

- (1) 分析終了後、速やかに分析結果（速報値）を県に報告すること。
- (2) 7 の「調査及び精度管理の方法に関する規程」及び 8 の「同時に実施すべき事項」に従って、受託者が分析結果の濃度表示、分析操作等の記録、精度管理等について整理し、報告書に取りまとめ、県に書面と CD-R で 1 部ずつ提出すること。
また、指定する様式（環境省報告様式）に分析結果等必要事項を入力した CD-R を報告書と併せて提出すること。
- (3) 検体のダイオキシン類の濃度は、計量法第 121 条の 3 第 1 項の規定による標章を付した計量証明書を添付して報告すること。

10 異常値

9 (1) の報告により、県が再分析又は再調査（以下「再分析等」という。）の必要があると認めた場合は、県の指示に従い、再分析等を行うこと。

また、再分析又は検体の提出等の求めに応じられるように、9 (1) の報告後、少なくとも 30 日間は検体を適切に保存しておくこと。

なお、受託者の過失や精度管理上の不備による異常な結果の場合には、受託者の責任で再分析等を行うこと。

11 立入調査

県は必要に応じて、受託者の採水現場への立会、受託者（受託者の再委託業者を含む。）の事業所（検査施設等）の立入調査を実施できるものとする。

12 その他

本要領に記述のない事項については、県と受託者双方で協議して定めるものとする。

(別表)

令和8年度ダイオキシン類環境調査地点（地下水）

管轄局	番号	メッシュ番号	市町村名	調査対象井戸の所在地
備前	1	N-20	玉野市	八浜町八浜
	2	R-17	瀬戸内市	長船町磯上
	3	P-13	和気町	田賀
備中	4	E-19	井原市	井原町
	5	H-17	総社市	山田
	6	D-16	高梁市	川上町上大竹
	7	F-22	里庄町	新庄
	8	G-18	矢掛町	矢掛
美作	9	K-08	真庭市	目木
	10	T-08	美作市	沢田
	11	R-07	勝央町	下町川
	12	L-10	美咲町	西川
	13	U-06	西粟倉村	長尾

(別図)

令和8年度ダイオキシン類環境調査地点 (地下水)

